社団法人 情報処理学会 研究報告
IPSJ SIG Technical Report

2006－CSEC－33 (11)
2006／5／12

研究室における個人情報マネジメントに関する研究

浜田 良樹†

†東北大学大学院情報科学研究科 〒980-8579 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-9
E-mail: †hamada@sp.is.tohoku.ac.jp

抄録 2005年4月に全面施行された個人情報保護法と関連の法規は社会に大きな影響を与えた。これは大学にとっても重要な問題であって、各大学で個人情報保護に関する規程が整備されているが、知的財産の場合と同様に、組織としての大学が関与して個人情報のマネジメントを行うということは、未だ一般的とは言えない。したがって、組織としての個人情報マネジメントが軌道に乗るまでの間、各研究室において、情報公開とプライバシーの保護のバランスを考慮して自主的なマネジメントを行うことが重要となる。研究室における最低限なすべきことは①個人情報の利用目的を特定し、②利用目的を学生に通知し、③管理者を置いて個人データを安全に管理し、④情報セキュリティの重要性を構成員に周知徹底すること、の4点である。

キーワード 個人情報、プライバシー、研究室、法令遵守、セキュリティマネジメント、リスクマネジメント

Consideration about Personal Information management in Laboratory

Ryoju Hamada†

† Graduate School of Information Sciences, Tohoku University
6-3-9 Aramaki aza Aoba, Aoba-ku, Sendai, 980-8579 Japan

E-mail: †hamada@sp.is.tohoku.ac.jp

Abstract: Personal information protection act of 2003 enacted in April 1, 2005 and related legislations have brought great impact to Japanese society. It is also very important topic for universities, but it is not still common that university manages such problem in the laboratory like the management of intellectual property. So every laboratory has to manage personal information and data security adequately by its own responsibility until university will establish whole risk management systems. The four important and least role of laboratory is: (1) To specify the purpose of collecting of personal information, (2) To notice the specified purpose to students (3) To appoint personal information manager and manage personal data in secure (4) To promote the adequate knowledge of personal information management among the laboratory staffs and students.

Keyword: Personal information, Privacy, Laboratory, Compliance Program, Security management, Risk management

1. はじめに

これまで筆者は理系の大学における基礎単位である研究室の役割に着目し、知的財産権をめぐる紛争を防ぐため実務上なすべきことについて2005年12月に「情報系研究室における知的財産権マネジメントに関する研究」として報告した(参考文献1)。

今回は知的財産権と同様に社会的な関心の高い個人情報保護の問題を取り上げてみたい。大学においては制度としての個人情報保護は一応完成していることが想定されるが、知的財産の場合と同様、現場における個人情報の管理は一般に研究室任せである。研究室は自らの問題として、個人情報のマネジメントに関わる必要があり、ルールを策定し、適正に運営することが求められる。以下、考察してみたい。

2. 個人情報保護法の制定

2005年4月1日に全面施行された個人情報保護の保護に関する法律（以下、本文中では「保護法」という）は、日本社会に広く影響を与えた。

多額の公費が投入されている大学は、他のどんな組織よりも高度の法令遵守を求められる。個人情報の扱いについても敏感になってきた。例えば、名簿を作成し配布することや、同窓会と名簿を共有することに疑問が呈されるようになり、個人情報に関することは極力自粛する風潮が生まれている。まず、保護法の要求事項を検討しよう。

2.1.1. 個人情報保護関連法の体系

保護法は第1章～3章が基本法として位置づけられ、政府や地方公共団体などすべての主体を名宛人とする。第4章～6章は民間の「個人情報取扱事業者」を対象とする個別法である。国の行政機関については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、そして地方公共団体が独自に制定する条例によって構成される。

2.2. 保護法の要求事項

2.2.1. 個人情報保護法の目的

保護法第1条はこの法律の目的を示している。

「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人

情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」(保護法（以下条文引用箇所において「法」と略す）1条、下線部筆者)

注意しなければならないのは、この法律は、個人の権利利益の保護に資するものであると同時に、個人情報の有用性にも配慮を求めているということである。個人情報の保護が自己目的化し、事業に支障を来すようなことがあれば本末転倒である。また、保護法は本人に新しい基本的人権を付与したわけではなく、開示請求権などはプライバシーの権利と同義ではない[1]。1条は、保護の客体として「個人の権利利益」としか書いていない。基本理念を定めた6条も「個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもの」との表現にとどまっている。

2.2.2. 個人情報の定義

各法令によって多少異なるが、保護法によれば「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう」（法2条1項）と定義されている[2]。

大学の実務に即して考えれば、学生の氏名、顔写真などはもちろん、学籍番号、メールアドレス、成績、学生による論文や制作なども、個人情報として扱われる余地がある。

2.2.3. 保護法の要求事項

各法令は、個人情報を取り扱う組織（保護法においては「個人情報取扱事業者」、条例においては「実施機関」）に対し、おおむね次のような義務を課している。

2.2.3.1. 利用目的の特定

個人情報を取り扱うときは、利用目的をできる限り特定しなければならない(法15行政機関保護法（以下、引用箇所において「行」と略す）3条1項、2項、独立行政法人等保護法（以下、「引用箇所において「独」と略す」3条1項、2項)。例外的に、変更前と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は許容される(法16条1項、行3条3項、独3条3項)。この範囲を超えて利用目的の変更をする場合、保護法はあらかじめ本人の同意を求める(法16条1項)。

2.2.3.2. 利用目的の通知又は公表

個人情報を適正な手段で取得し(法17条、独5条)、個人情報を取得した時は、利用目的をあらかじめ公表するか、速やかに本人に通知するか、公表しなければならない（法18条1項)。書類やフォームに記入させるなど、本人から直接個人情報を取得する場合は、通知又は公表だけでは足りず、利用目的を「明示」しなければならない(法18条2項)。

行政機関や独立行政法人の場合は、あらかじめ個人情報を取り扱う事務を特定した「個人情報ファイル」を策定し、これを一般の閲覧に付すことになっている（行10条～、独10条～)。

2.2.3.3. 安全管理の原則、従業員・委託先の監督

利用目的の範囲内でデータを正確かつ最新に保つとともに(法19条、行5条、独6条)、漏えい、滅失又はき損の防止など、個人データ（検索可能なデータベースを構成する個人情報）の安全管理措置を講じ(法20条、行6条、独7条)、さらに従業者（法21条)、委託先（法22条、行6条2項、独7条2項）に対しても必要かつ適切な監督を行う義務がある。技術的な仕様については、法律や政令では特に定められていないが、一般にはJIS Q 15001、ISMSなどが用いられる。

2.2.3.4. 第三者への提供禁止と例外

個人データを第三者に提供することはあらかじめ本人の同意がなければ行ってはならない(保護法23条)。ただし次のような例外がある。

① 法令に基づく場合(法23条1項1号)
② 人の生命、身体、財産の保護のため必要な場合（法23条1項2号）
③ 第三者提供することおよび本人の申し出により第三者提供を中止すること等の条件が担保されている場合（法23条2項)
④ 業務委託、事業の承継、共同利用等の場合で、一定の条件を満たす場合(23条4項)
⑤ 同一の行政機関内、または他の行政機関等で利

---

[1] 当初はプライバシーの権利を意識して立法が検討されていたが、審議会において検討段階の2000年、「プライバシー」という言葉が除外された。この時点での議論を踏まえた個人情報とプライバシーの関係について、松井茂記「個人情報保護基本法とプライヴァシーの権利」ジュリスト1190号pp.40-51, 2000年が参考になる。

[2] 類似の概念として「個人データ」「保有個人データ」「個人情報取扱事務ファイル」等があるが、本稿では詳細は省略する。

用する場合で、法令上の根拠と相当な理由がある場合(行8条2項2～3号、独9条2項2号～3号)

2.2.3.5. 開示・訂正・利用停止など

保有個人データ（個人データのうち、自らが更新・訂正等の権限を有しているもの）の開示等について、本人には次のようなことが認められており、事業者は原則としてこれに応じなければならない(保護法 25～28条、行第4章、独第4章)。

① 開示
② 訂正：保有個人データの内容が事実でないとして本人から求められた場合。
③ 利用停止：同意を得ずに本来の利用目的外の利用を行っているか、偽り又は不正の手段で取得されたデータであるとして本人から求められた場合。
④ 第三者提供の停止：同意を得ずに第三者に提供されていることを理由に本人から求められた場合。

3. 大学における個人情報保護の体制

個人情報保護の要請は、大学においてどのように実施されているか。大学は、それぞれに根拠法令の規程に基づいて、その義務を実施するための体制を整備している[3]。

3.1. 大学における個人情報保護の根拠法令

国立大学法人は、独立行政法人ではないが、独立行政法人等個人情報保護法が参照する独立行政法人通則法の規程により、独立行政法人等個人情報保護法に服する。地方公立大学は、地方公共団体が制定する個人情報保護条例に服す。地方独立行政法人に移行している場合は、保護法の対象となるが、地方公共団体の出資・運営、公費の投入などを考慮し、条例の対象とみなされている場合もある。私立大学は、保護法の対象となる[4]。

3.2. 国立大学法人の場合

独立行政法人等個人情報保護法に基づく各種の措置を講じる。具体的には、平成16年9月に総務省が派出した「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（通知）」という通達に基づき、各大学において総括保護管理者（大学に一人）、保護管理者（課室単位で一人）、保護担当者（課室単位で一人または複数人）を置き、委員会を設置し、教育研修を行い、個人情報、情報システム、情報システム室の安全確保、業務委託の体制、漏えい等の事件に際しての体制整備などを求めている。

3.3. 公立大学等の場合

公立大学が法人化されていない場合、または法人化されていても条例の適用がある場合は、その大学は条例に基づく各種措置を行うことになる。具体的な方法は他の部局と変わらず、地方公共団体に共有されるセキュリティポリシー、文書管理規程などがあればそれに服することになる。

3.4. 私立大学の場合

民間企業と同様に保護法に基づく各種の義務を負う。大学の規模によっては適用除外となる場合もある。私立大学を含む学校に対しては、平成16年11月に文部科学省が派出したガイドラインがある（参考文献3)。

3.5. 各大学での運営

国立大学、公立大学、法人化された条例の適用を受ける公立大学においては、「個人情報保護規程」「個人情報開示等取扱規程」などの規程類が整備されている。開示等については、もともと行政機関であったこれらの大学には情報公開に応じる義務があり、情報開示の窓口が置かれていたため、開示という事務には慣れている。既存の情報公開の窓口で個人情報に関する事務を所掌させていることが多い。

私立大学における取り組みは、民間企業と何ら変わることがないが、法人化と同時に作業した国立大学等と比べて遅れているが、一部にプライバシーマークを取得するなどの動きも見られる。

4. 研究室と個人情報

個人情報保護は、大学の運営体制に組み込まれ、事務組織が従来の所掌事務と同様に取り扱うので、体制としてはほぼ万全と言える。それでは、心配することはないのだろうか。

4.1. 大学と研究者の関係

ここで考慮すべきは、組織としての大学と、実際に教育・研究に従事する教員との間には、法的、形式的な指揮命令系統は存在するものの、広範な裁量が認められているということだ。大学の教員による学生の教育は、事務職員にとっては聖域である。教育と研究の効果を最大限に維持するため、研究室の内部事項についても高度な自治が認められており、多くの事項が教

[3] 参考文献4（堀部）四参照。
[4] ただし個人情報データベースを事業の用に供し、保護法が定める規模（過去6ヶ月以内のいずれかの日に個人情報により識別される個人の数が5000件を超す）に満たない場合は適用されない。

授に委ねられている[5]。しかし、教授はマネジメントのプロではない。

4.2. 研究室によるリスクマネジメントの

個人情報の漏えい事件が発生した場合、直接の当事者よりも厳しい社会的指弾を受けるのはその大学であるから、マネジメント体制は今後強化されていくはずだ。しかし、当面はそうはならないので、自衛が必要である。研究室に所属する教員は、自らがこの種のリスクマネジメントの当事者であり、インシデントの抑止に最大限の注意を払わなければならないということを強く自覚する必要がある。

4.3. 保護とマネジメントのバランス

研究室のミッションは教育・研究を発展させ、その成果を社会に還元することにある。個人情報の保護は要請ではあるが、それによって、教育・研究の円滑な実施を阻害することはあってはならない。ある程度の個人情報は研究室の円滑な運営と、成果の公表にあたって必要である。「いかなる個人情報も取得しない、配布しない、第三者に伝えない」という対応は間違いである。不必要に萎縮せず、保護とマネジメントのバランスを考慮して戦略を立てることが求められる[6]。

5. 研究室における個人情報マネジメント

その上で、実際に研究室で行いうる個人情報マネジメントのあり方を考えてみよう。ここでは、最も要求が厳しい個人情報保護法に即して、マネジメントの道筋を探る。

5.1. 個人情報の特定

5.1.1. 洗い出し

マネジメント体制の構築に先行して、現在研究室にどんな名簿類があり、それらは誰が持っているかということを把握すること（洗い出し）が求められる。対象が不明では、マネジメントはできないからである。

5.1.2. 個人情報の整理

保護法は、取得する個人情報の種類を明確にすることを求めているので、今後学生を迎え入れる時に何を聞き取り、卒業までに何が記録され、何を調査してゆくか改めて検討する。例えば、

① 研究室配属の際に：氏名、学籍番号、住所、電話番号、携帯電話番号、携帯メールアドレス、帰省先住所、帰省先電話番号。
② システムの利用にあたって：各種パスワード、Eメール、アクセスログ。
③ ゼミの開催にあたって：レジュメ、スライド、レポート。
④ 学会発表にあたって：予稿、スライド、ポスター、論文、トランザクション。
⑤ 学位論文執筆にあたって：未完成原稿、完成原稿、口述試験用スライド。
⑥ 研究室内の行事に際して：写真、寄せ書き。

5.2. 利用目的の特定と変更

保護法は、本人が合理的に利用目的を想起できる程度に目的を明確化することを求めている。換言すれば、理由が説明できないような個人情報の収集はやめるべきだし、逆に説明できるのであれば、従来よりも踏み込んだ情報を集めてもよい。例えば、氏名、現住所、電話番号を収集する場合、次のように目的を明確にする。

① 研究室内において、学生および教員が必要な時に連絡を取ることができるようにするため。
② 家族、就職先の企業その他、外部の利害関係者から連絡先を照会された場合に通知するため。
③ 事務手続き上必要となる各種書類の点検と、送付のため。
④ 氏名については、研究室を将来志望する学生に明瞭な印象を与えるため、ホームページの「メンバー紹介」に学年を付して掲載するため。

携帯電話の番号やメールアドレスが必要であると判断した場合は、なぜ必要とするのかを同様に記述すればよい。

5.3. 利用目的の変更

利用目的を変更する場合は本人の同意が必要となる。ただし次の例外規程がある。

① 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合
② 法令に定めがある場合
③ 人の生命、身体、財産等の保護のため必要で、同意を取ることが困難な場合
④ 独立行政法人個人情報保護法や条例の場合は同一組織内、類似の公的機関が業務の遂行に必要な範囲内で利用する場合

例えば事務職員が正当な理由に基づき学生を呼び出すために携帯電話の番号を照会してきて、これに応

---

[5] 参考文献 4(堀部)五～六に明示的に記載されているように、その学校にどの法令の適用があるのかを考慮せず、法的には従業者にすぎない教員を主体として書くのは厳密には整合しないのであるが、本稿はあくまでも紛争の予防を目的として最も厳しい規範を参照して記述した。

[6] 異常なまでに個人情報により萎縮する社会の分析と展望について、参考文献 6(浜田)pp.57-59、参考文献 7(浜田)pp.18-19 を参照。

じたとしても問題はない。同意は、その意味を理解できればよく、本人が未成年であっても当然に無効ではない。

5.4. 利用目的の通知または公表

研究室の場合は本人からの直接取得が一般的であるから、プライバシーポリシーを策定してホームページなどで公表する必要はない。同意は必要としないが、文部科学省ガイドラインは、通知または公表に加えて本人の同意を取ることを推奨している。

5.5. 安全管理

一般に組織的安全措置、人的安全措置、技術的・物理的安全措置を充実させることが求められる。

5.5.1. 組織的安全措置

① 個人情報の取扱に関する責任者を決定：非常勤職員や学生でもかまわない。要は「誰かが何となく」管理している、という状態を作らないようにする。

② 内部規程の整備：ホームページ等からひな形を持ってきて制定すればよいということではない。あくまでも自筆で、どんな情報を、いつ誰が取得し、どのように管理し、どのように最新の状態を保ち、不要になったらどうするか、順番に検討してフローチャートとする。読んで内容が理解できればよく、必ずしも条文化する必要はない。

③ チェック体制の整備：個人情報の管理について、定期的にレポートを策定し、教授の承認を受けるなど、フォローアップを行う。

5.5.2. 人的管理措置

ポイントは、研究室に出入りする者を正確に把握し、その者に対して普及・啓発を適正に行うことである。人の出入りは、誰かが常に把握しなければならない。オープンで多忙な研究室ほど、「研究生」「科目等履修生」など、顔の知らない人が出入りしている。そして、例えば名簿や連絡網を配布する場合は、第三者への提供をしない、ファイル交換ソフトを入れたパソコンに置かないなどの指導を徹底する。

5.5.3. 技術的・物理的安全管理措置

計算機名簿などを管理する場合は、そのファイルへのアクセス権限を明確にする。そのシステムの不正侵入対策、ワーム対策、パスワード管理、システムログの点検などを徹底する。紙の書類については鍵のかかるロッカーに原本を保管し、鍵は管理者だけが持つ。

ここで注意しなければならないことは、セキュリティマネジメントは上を求めれば限りがないということである。ルーズな実務は誡められるべきであるが、企業の規模や実務上の支障を捨象し、最大限の防御措置を推奨しても意味がない。

5.6. 委託先管理

研究室の個人情報を含む情報処理を外部に委託することは主催学会関連事務、印刷、パーティ、宿泊研修における保険などにおいて考えうる。委託先の選定を十分に慎重に行い、個人情報の取扱いについて説明を受けたことを記録に残しておくと良いだろう。

5.7. 第三者提供

個人データを第三者に提供する場合にはあらかじめ本人の同意を得る必要がある。具体的なケースを３つ検討する。

5.7.1. ホームページにおける「メンバー紹介」等の記事の掲載

「メンバー紹介」は研究室にどのような人がいて、何を研究しているのかを知らせるため重要である。記名することは情報にいっそうのリアリティを持たせることになる。逆に写真を抹消し、学生の氏名の掲載を取りやめ、卒業論文リストから学生の名前を抹消し、教員以外完全に匿名化されたホームページからは、味気ない、事務的な研究室が連想される[7]。

学生の個人情報をホームページに掲載をする目的は、研究の担い手を確保するために積極的に行っていくべきで、自粛する必要はない。

5.7.2. 同窓会などへの情報提供

同窓会は、大学の業務としてきちんとビルトインされている場合、研究室単独で卒業生のメールリストを有しているなどの場合もあるが、研究室外、あるいは学外の団体として置かれているものもある。このような場合「第三者」として扱われる。

前述の文部科学省ガイドラインでは、学校運営上必要なこととして同窓会への進学先や就職先のデータの提供が想定されていることを記述しているが、同時にそれは第三者提供に該当し、同意が必要だと明確に述べている。しかし、同窓会の存在意義は、卒業生と母校をつなぐ組織として十分に首肯に値するものであるから、自粛の必要はないだろう。

5.7.3. 記名された論文等の提供

ある研究室で学生が研究した成果は、同時に研究室

[7] 写真については参考文献 5(宮田)p.93～が指摘するように、条例で禁止されている場合がある。注意が必要である。

の教育活動の成果でもあって、教員は学生の研究内容を熟知している。ここで、ある学生が関わった論文、ソフトウェア、ドキュメントなどを、後日教員が企業等に提供することが、知的財産権の問題以外に個人情報保護の問題を提起しないかという疑問が生まれる(参考文献 2)。

しかし、大学には多額の公費が投じられているので、その成果を技術移転することは重要なミッションである。科学技術の文献を発表する場合には、その内容に責任を持つ者として、必ず記名が求められており、匿名にすることはかえって文献の信頼性を脅かす。

5.7.4. まとめ

いずれの場合も、そのような場合があることをあらかじめ学生に明示し、同意を得ておくことによって問題なく対応できる。

5.8. 開示請求等

個人情報取扱事業者には、保有個人データに関するデータの公表、開示請求、訂正要求、利用停止要求などに対応する義務などが課せられている。研究室の場合、ここまで大がかりな制度を実施することは難しいが、窓口となる担当者を選定しておくことは有意義である。

個人情報の開示請求などは、信頼関係が破たんした場合にのみ起こりうることである。いきなり公式な開示請求をすることはあり得ず、それ以前の段階で必ず責任者に対して問い合わせがあるはずだ。その段階で誠実に対応し不信感を除去すれば問題はこじれない。こじれなければ、開示手続きなどは実務上発動されることがなくなるのである。

6. 個人情報マネジメントのポイント

当面の研究室運営にあたり、最低限注意すべき点を述べてきた。このようなルールを策定し、実行するにあたって重要な点を検討する。

6.1. 現実的な運用体制の確立

研究室は事務系のように組織化されていないのであるから、できることには限度がある。決して最初から完璧な体制を構成する必要はない。極論すれば、最初のうちは責任者である教授がこのような問題を認識し、一定の注意を払うだけでもリスクマネジメントとして効果がある。

個人情報の収集目的を明らかにする、担当者を任命する、システムの安全な運用に努めるなど必要最小限の体制を整えて運営を続けていけば、いずれ大学のマネジメント体制が追いついてくるだろう。

6.2. 構成員のセキュリティ意識の向上

よく指摘されるように、個人情報に関するインシデントの多くは内部の人間によるケアレスミスである。ファイル交換ソフトを入れて、ワームに感染したことに気づかないとか、書類やUSBメモリーをうっかり忘れるといった類である。現実のスタッフ、学生が個人情報対策の重要性をそれぞれ認識し、セキュリティ意識を持って動いてくれなければ、どんな対策も意味をなさないのである。普及・啓発はポリシーを起草するとか、システムを整備するという外形的なことよりも、重要かつ効果的なセキュリティマネジメントなのである。

6.3. PDCA サイクルの確立

多大な労力をかけて個人情報保護の規程を整備したが、その後忘れられたということが起こりうる。個人情報マネジメントに関しては、計画、実行にとどまらず、定期的にチェックを行い、その結果を踏まえて柔軟に見直し、より効果的な運用を目指すPDCAサイクルの確立が求められている。

7. まとめ

本稿では、あえて研究室の視点で個人情報マネジメントのあり方を研究してみた。研究室を率いる研究者には、不必要に萎縮することがないように願いたい。社会は保護の方に過敏になっているが、惑わされてはならない。無目的ではなく目的を定め、法令の規程を知った上で、できる限り合理的に管理していることを説明できれば、ほとんどのトラブルは未然に防げるのである。

pp.96-98 では対応策の具体例を挙げている。

参考文献

1.浜田良樹「情報系研究室における知的財産マネジメントに関する研究」信学技報 2005-CSEC-31(7), pp.37-42, 電子情報通信学会,2005 年 12 月

2.浜田良樹、瀬川典久、村山優子「大学の卒業論文制作における知的財産権の帰属および取り扱いについての考察」情処利研報 ISEC2005-28, SITE2005-26(CSEC2005-30), pp.139-146, 電子情報通信学会、2005 年 7 月

3.文部科学省大臣官房総務課「『学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針』解説」、2005 年 1 月

4.堀部政男「[解説]個人情報保護法－学校における情報管理の留意点」季刊教育法 No.145, pp.44-48, 2005 年 6 月

5.宮田仁「学校における個人情報保護」都市問題研究 Vol.58, No.1,pp.90-103, 2006 年 1 月

6.浜田良樹「個人情報全面施行と今後の展望」月間監査研究 Vol.31,No.5, pp.51-60, 2005 年 5 月

7.浜田良樹「個人情報保護と電子自治体」みやぎ政策の風 Vol.5, pp.13-20, 2006 年 3 月